○沼田市狭あい道路拡幅整備要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路について安全で快適な道路として拡幅整備することにより、良好な居住環境の向上を図り、もって住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　狭あい道路　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第４２条第２項の規定により市長が指定した道路（市道に限る。）及び市長がこれと同等と認めるものをいう。

(2)　後退線　狭あい道路の中心線から水平距離２メートル後退した線をいう。ただし、当該狭あい道路ががけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、その都度協議の上決定した線をいう。

(3)　後退用地　狭あい道路の境界線と後退線との間にある土地をいう。

(4)　すみ切り用地　道が交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（内角が１２０度以上を除く。）で、角地の隅角をはさむ辺の長さを２メートルとする二等辺三角形の土地をいう。

(5)　後退用地等　後退用地及びすみ切り用地をいう。

(6)　建築行為　建築物を建築し、又は工作物を築造する行為をいう。

(7)　建築主等　狭あい道路に接する土地において建築行為をしようとする者（当該建築行為に係る土地の所有者を含む。）及び後退用地等について寄附等の申出をしようとする者をいう。

(8)　支障物件　後退用地等内に存する建築物、工作物、生垣、樹木等で、狭あい道路の整備に支障となるものをいう。

（適用）

第３条　この要綱は、都市計画区域内の狭あい道路に接する土地において、次に掲げる行為を行う場合に適用する。

(1)　法第６条第１項又は第６条の２第１項（法第８８条において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請が必要な行為

(2)　確認申請を必要としない建築行為

(3)　後退用地等の寄附等の申出

(4)　その他市長が特に必要と認めるもの

（市長の責務）

第４条　市長は、この要綱の目的の達成のために建築主等に適切な指導、助言等を行い、狭あい道路の整備に対し理解と協力が得られるよう努めなければならない。

（建築主等の責務）

第５条　建築主等は、この要綱に基づく狭あい道路の整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めなければならない。

（設計者等の責務）

第６条　設計者、工事施工者及び工事監理者は、前条に規定する建築主等の責務を認識し、その遂行に協力するよう努めなければならない。

（協議）

第７条　建築主等は、第３条各号に掲げる行為を行う場合、後退用地等の帰属、整備、管理その他の事項について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

２　建築主等は、前項の規定による協議をしようとするときは、狭あい道路整備協議書（別記様式第１号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、後退用地等に所有権以外の権利があるときは、これを抹消すること。

（境界等の確定）

第８条　協議をしようとする建築主等は、あらかじめ当該土地とその接する道路又は隣接地との境界を確定しておかなければならない。

（後退用地等の取得）

第９条　市長は、後退用地等を寄附により取得するものとする。ただし、境界が確定できない等の理由で後退用地等を分筆登記できないときは、この限りでない。

（協議済通知書の交付）

第１０条　市長は、第７条の規定による協議が終了したときは、当該建築主等に対し、狭あい道路整備協議済通知書（別記様式第２号）を交付するものとする。

（合意に伴う手続）

第１１条　建築主等は、第７条の規定による協議が終了したときは、その合意内容により、次の各号の申込書又は誓約書に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)　道路として市に寄附する場合　後退用地等寄附申込書（別記様式第３号）

(2)　道路として市が整備するが、その管理は建築主等が自ら行う場合　後退用地等に関する誓約書（別記様式第４号）

（測量、分筆登記等）

第１２条　市長は、前条第１号の申込書の提出があったときは、後退用地等の測量、分筆

登記、所有権移転登記等をし、又はこれらに係る費用を負担することができる。

（後退杭の設置）

第１３条　建築主等は、第１１条第２号の誓約書の提出があったときは、市長が支給する後退杭を後退線の必要な位置に設置するものとする。

（支障物件の撤去等）

第１４条　建築主等は、協議が終了したときは、速やかに後退用地等内の支障物件を撤去するものとする。

２　建築主等は、支障物件の撤去が完了し、後退用地等が舗装整備できる状態になったときは、物件撤去等工事完了報告書（別記様式第５号）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

３　市長は、前項の物件撤去等工事完了報告書の提出があったときは、現地を確認のうえ道路後退確認済証（別記様式第６号）を交付する。

（所有権移転登記の通知）

第１５条　市長は、第１２条の規定に基づき、後退用地等に係る所有権移転登記が完了したときは、遅滞なくその旨を所有権移転済通知書（別記様式第７号）により、当該後退用地等の移転登記前の所有者である建築主等に通知するものとする。

（報奨金の交付）

第１６条　市長は、前条による移転登記が完了したときは、建築主等に対し、狭あい道路整備報奨金交付決定通知書（別記様式第８号）を通知するとともに、別表により狭あい道路整備報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することができるものとする。

（交付決定の取消し等）

第１７条　市長は、報奨金の交付決定を受けた建築主等が、偽りその他不正な手段により当該報奨金の交付の決定を受けたと認める場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定に基づき交付決定を取り消した場合において、当該報奨金が交付されているときは、当該報奨金の全部又は一部を返還させることができる。

（後退用地等の整備等）

第１８条　市長は、建築主等から第１４条第２項の物件撤去等工事完了報告書の提出を受けたときは、後退用地等を道路として速やかに舗装整備するとともに、管理を行わなければならない。ただし、第１１条第２号による後退用地等については、この限りでない。

２　市長は、土地の形状、位置等により道路整備が困難であると判断した後退用地等は、舗装整備を行わないことができる。

（固定資産税等の取扱い）

第１９条　第１１条第２号により後退用地等が拡幅整備された場合における当該後退用地等の固定資産税及び都市計画税の取扱いは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４８条第２項第５号の規定に定めるところにより非課税とする。

（適用除外）

第２０条　この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合については、適用しない。

(1)　国、地方公共団体又はその他の公的団体が所有する土地

(2)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項及び第４２条第１項ただし書の規定により許可を受ける区域内の土地

(3)　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）、道路法（昭和２７年法律第１８０号）及び土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）等による整備事業が施行されている区域内の土地

(4)　沼田市地域開発事業指導要綱に規定する開発事業区域内の土地

(5)　建築基準法第４２条第１項第５号に規定する道路の位置の指定を受ける申請において、一体的に整備される土地

(6)　土地又は土地建物の販売を目的とする土地

(7)　その他市長が適当でないと認めるもの

（その他）

第２１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２７日告示第５７号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月６日告示第６号）

この告示は、公布の日から施行する。